施設園芸燃油等価格高騰対策緊急支援事業実施要領

　「施設園芸燃油等価格高騰対策緊急支援事業」については、施設園芸燃油等価格高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図るものとする。

第１ 事業の目的

燃油価格高騰の影響を受ける農家の経営安定及び本件の多様な産地維持を図るため、秋から翌春に生産する園芸品目の生産のために加温施設を使用する経営体において、燃油等エネルギー使用量削減の取組を促進することにより、燃油等の価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を支援する。

第２ 事業の内容

本事業は、燃油等を使用した加温設備により栽培される野菜、山菜類（栽培）、花き、野菜・花きの苗、きのこ類等を対象として、加温施設への省エネ設備等の導入を支援するものであり、事業の内容、事業実施主体、補助対象経費、補助率等については別表１に定めるとおりとする。

第３　事業の実施期間

　 　本事業の実施期間は令和４年度とする。

第４　事業の成果目標

１　本事業の実施に当たっては、事業の開始前に事業の成果目標を事業実施計画に定めなければならない。

２　成果目標の目標年度（令和６年度）には、事業実施主体の安定生産を図るものとする。

第５ 事業計画の申請及び承認等

１（１）事業実施主体は、事業実施計画書（様式第１号）及び事業実施計画承認申請書（様式第２号）を作成し、管轄する農林事務所長（以下「所長」という。）に申請する。

　（２）事業実施主体が市町村域を越える広域的な団体（以下「広域団体」という。）である場合は、事業実施計画書（様式第１号）及び事業実施計画承認申請書（様式第２号）を作成し、主な事業実施地区を管轄する所長に申請する。

　（３）事業実施主体が県全域を範囲とする広域的な農業団体（以下「県域団体」という。）である場合は、事業実施計画書（様式第１号）及び事業実施計画承認申請書（様式第２号）を作成し、農林水産部長（以下「部長」という。）に申請する。

２　申請を受けた所長は部長に協議を行う。

３　所長又は部長は（以下「所長等」という。）審査の結果適当と認められる場合、事業実施計画の承認を行う。

第６ 事業計画の変更

１　事業実施主体は事業実施計画の承認を受けた後に、交付要綱別表１に定める軽微な変更以外の変更を行う場合は、第５の１に準じて事業実施計画書（変更）及び事業実施計画変更承認申請書（様式第３号）を所長へ提出し、申請を受けた所長は、部長と協議の上、適当と認められる場合は承認する。県域団体が事業実施主体の場合は部長へ事業実施計画書（変更）及び事業実施計画変更承認申請書（様式第３号）を提出し、部長は適当と認められる場合は承認する。

２　事業実施主体は事業実施計画の承認を受けた後に、軽微な変更を行う場合は、事業実施計画変更届（様式第４号）により所長等に速やかに届け出るものとする。

第７ 補　助

県は、予算の範囲内において、事業実施主体等に対し、交付要綱の定めるところにより補助するものとする。

ただし、交付額は千円単位とし、千円未満の額は切り捨てるものとする。

第８　上限事業費

　　　補助対象事業費の上限額は、別表２に定めるとおりとする。

第９　確認検査

事業の確認検査に当たっては、農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領に準じて確認検査を行うものとする。

第10　事業の実施状況報告

１　事業実施主体は事業実施年度からの３年間、施設園芸燃油等価格高騰対策緊急支援事業内容（実績）（様式第５号）を作成し、翌年度の４月末日までに所長等に報告するものとする。

　２　所長は、事業実施主体から提出された施設園芸等燃油価格高騰対策緊急支援事業内容（実績）（様式第５号）を審査し、翌年度の５月末日までに部長に提出するものとする。

第11 その他

１ 交付要綱の第１号様式中｢２ 事業の内容｣の別に定める様式については、様式第１号及び様式第５号（第２を除く）のとおりとする。

２　部長は、必要に応じて、執行状況の報告を随時求めることができるものとする。

３　この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、部長が別に定めるものとする。

附 則

１　この要領は令和４年８月１日から施行する。

別表１（第２関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業内容・事業実施主体・補助対象経費等 | 補助率 |
| １　事業実施主体  市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体、協議会、農業法人　等    ２　対象作物  燃油等（Ａ重油、灯油、LPG、LNGに限る。）を使用した加温設備を有する施設において栽培される野菜、山菜類（栽培）、切り花、鉢花、野菜・花き苗（販売用）、きのこ類等  ３　補助対象経費等  燃油等の使用量削減に必要となる以下の設備等の導入（外張被覆資材の場合は補修又は張替）に要する経費（施工費を含む）。  （１）ヒートポンプ  （２）循環扇  （３）局所加温装置  （４）多段式サーモ  （５）内張被覆資材（内カーテン資材を含む）  （６）トンネル資材  （７）外張被覆資材の補修又は張替（※）  　　※外張被覆資材の補修又は張替の取組にあっては、上記（１）から（６）に記載した設備等と一体的に実施する場合に限り、補助対象とすることができる。  ４　採択要件  （１）受益者の燃油等使用量について、事業実施前年度の実績よりも削減する計画であること。  （２）受益者の事業実施前年度の出荷量を維持又は増加させる計画であること。  ５　事業実施期間  令和４年度  （留意事項）  １　本事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分）を財源としているため、他の国庫財源による補助を受けた（又は受ける予定の）場合は事業対象としない。  ２　補助対象とする設備等は、以下のとおりとする。  （１）原則新品であること  （２）新設、増設又は機能向上の取組と認められるものに限ること  ただし、対象作物、施設の規模などから判断し、必要以上に過剰性能とならないものであること  （３）燃油等使用量削減効果が確実であることを客観的に確認できる設備等であること  （４）関係機関・団体の指導を受ける等、導入設備等の内容について、十分に検討されたものであること  ３　補助対象としない設備等は、以下のとおりとする。  （１）既存設備等の更新（外張被覆資材の補修又は張替の取組を除く）  （２）履行確認ができないもの  （３）目的外使用のおそれのあるもの又は汎用性の高いもの  （４）電気を使用する設備等を導入する場合における発電設備導入及び電気引き込み等  （５）その他、事業目的に合致しないもの  ４　本事業により取得した財産（交付要綱第13条で定めるものに限る）については、事業名を表示し、処分制限期間中は事業目的に沿った用途で使用するとともに適切に維持管理を行うこと。  ５　補助対象経費等に記載のない設備等を導入しようとする場合であって、所長が特に必要と認める場合は、部長へ協議のうえ、その設備等を補助対象とすることができる。  ６　財産処分の制限を受けている施設等へ本事業により設備等を導入する場合は、必要な手続きを行うこと。  ７　本事業の受益者は、計画承認申請までに「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート（第３版）」による自己チェックを行うものとする。  ８　本事業の受益者は、国の施設園芸等燃油価格高騰対策（施設園芸セーフティネット構築事業）又は農業保険（収入保険、農業共済）への加入に努めるものとする。  ９　農家が、事業実施主体となり得る団体等に属していない又は所属している団体等が特段の理由により事業実施主体となることができない場合であって、市町村が補助申請に異存ないことが確認できる場合に限り、個別の農家を事業実施主体とすることができるものとする。 | ２／３  以内 |

別表２（第８関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 補助対象事業費  の上限額 | 備考 |
| 内張被覆資材  (きのこ類生産施設) | 300,000円/t  (原木栽培施設) | 上限額は施設の出荷量1tあたりの単価であり、施工費を含むものとする。 |
| 350,000円/t  (菌床栽培施設) |
| 内張被覆資材  (きのこ類生産施設を除く) | 150,000円/a | 上限額は施設の設置面積あたりの単価であり、施工費を含むものとする。 |
| 外張被覆資材 | 30,000円/a | 上限額は施設の設置面積あたりの単価であり、施工費を含むものとする。 |

様式

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業実施計画書 | 事業計画承認申請書 | 交付要綱の第１号様式中の  ｢２ 事業の内容｣の別に定める様式 |
| 様式第１号 | 様式第２号 | 様式第１号  様式第５号 |